

協定説明書

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（【協定①】有人・無人航空レーザ測量、【協定②】有人・無人航空写真撮影）に関する基本協定の締結については、関係法令に定めるもののほか、この協定説明書によるものとする

1. 公告日 令和6年1月24日

2. 基本協定締結者

国土交通省 九州地方整備局 遠賀川河川事務所長 牟田 弘幸
福岡県直方市溝堀一丁目1番1号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（【協定①】有人・無人航空レーザ測量、【協定②】有人・無人航空写真撮影）に関する基本協定

(2) 基本協定の継続について（令和7年度以降の協定手続き）

① 令和7年度以降の「遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（【協定①】有人・無人航空レーザ測量、【協定②】有人・無人航空写真撮影）に関する基本協定」は、協定締結者の継続希望及び遠賀川河川事務所が実施する継続審査の結果を踏まえて協定を継続することができる。

② 令和6年度に基本協定を締結している者が、基本協定の継続を希望する場合には、協定期間満了前の2月1日（令和6年度の場合は令和7年2月1日）までに、4. 基本協定締結のために必要な要件の確認、及び5. (1) 評価項目と評価基準により評価を行うため、7. (3) に示す様式-2～様式-3を担当部局に提出することにより、基本協定継続の意思があるものと見なす。

③ 令和7年度以降も新規協定締結希望者の募集を行う。

④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。

⑤ 継続・新規協定締結に選定された者については、遠賀川河川事務所のホームページにて協定書有効期限とともに公表することとする。

(3) 基本協定（案）は、別添-1のとおりである。

(4) ここに記載のない基本協定の概要は、公告1. (2)～(8)のとおりである。

4. 基本協定締結のために必要な要件

公告2. (1)～(8)のとおり。

5. 評価に関する事項

(1) 評価項目と評価基準

以下の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

評価の着目点		評 価			
近隣地域内業務の実績	過去10ヶ年度+当該年度(※平成25年度以降公告日までに完了)の【協定①】航空レーザ測量、【協定②】航空写真撮影の実績	福岡県内で国、県又は市町村等の業務実績がある 【A】	福岡県以外の九州地方整備局の管轄区域で国、県又は市町村等の業務実績がある 【B】	左記以外 【C】	
業務成績	国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務(港湾空港関係除く)の過去2ヶ年度(令和3年度～令和4年度)の平均点(実績がない場合又は評定通知を受けていない場合は60点)	75点以上 【A】	70点以上 75点未満 【B】	60点以上 70点未満 【-】	60点未満 【C】
地域特性の把握	対象地域内における本店又は支店等営業所の有無	福岡県内に本店又は支店等営業所がある。 【A】	福岡県以外の九州地方整備局管内に本店又は支店等営業所がある。 【B】	左記以外 【C】	
技術者保有に基づく信頼度	災害発生等緊急時に早急な対応ができる技術者の配置	測量士を2名以上 【A】	測量士+測量士補を2名以上 【B】	左記に該当しない 【C】	
継続的な営業に基づく信頼度	企業の信頼性が確保されることにより災害時対応の円滑な実施を期待するための営業年数の継続性	九州地方整備局の管轄区域において30年以上の営業実績がある 【A】	九州地方整備局の管轄区域において15年以上の営業実績がある 【B】	九州地方整備局の管轄区域において15年未満の営業実績がある 【-】	

(2) 評価方法

- ① 提出された申請書に基づき、A評価の数により優先順位を決定する。Aが同数の場合、B評価の数を優先して評価する。
- ② A及びBが同数の場合は、九州地方整備局（港湾空港関係除く）業務成績順（過去2ヶ年度及び当該年度の平均）に順位付けする。業務成績も同点である場合は有資格者名簿の上位順とする。
- ③ C評価があれば非選定とする。
- ④ 応募多数の場合には①～③を考慮し、上位から10社程度を選定することを想定している。

6. 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1番1号
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 流域治水課
流域治水課長（内線351）、流域治水係長（内線352）
電話 0949-22-2034 FAX 0949-22-2859

7. 資料の作成及び提出

- (1) 基本協定の締結希望者は、次に従い申請書及び資料等を提出しなければならない。遠賀川河川事務所長は、申請書を提出した者の中から本協定を締結できる者を選定する。申請書を提出することができる者は、申請書を提出するときにおいて、4.に掲げる要件を満たす者とする。

なお、提出期間内に申請書及び資料等が提出場所に到達しなかった場合は、本基本協定を締結できない。

- ① 提出期間： 令和6年1月24日（水）から令和6年2月7日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記6.に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

- (2) 申請書は、様式-1により作成すること。会社の代表印を押印すること。

- (3) 資料は次に従い様式-2～3により作成すること。

項目	記載要領・留意事項
業務の実績 (企業) (様式-2)	① 近隣地域内業務の実績 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度以降公告日までに完了（再委託による業務の実績は含まない）し、引渡しがすでにある契約金額が100万円以上の【協定①】航空レーザ測量、【協定②】航空写真撮影の実績の中から1件記載すること。 ・業務実績対象発注機関は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 国：国土交通省、国土交通省以外の国の機関、独立行政法人、国所管の公益法人、旧公団（東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) 県：県、政令指定都市、地方公共団体所管の公益法人・公社 市町村：政令指定都市以外の市町村、公益民間企業 ・実績として記載した業務に係わる業務成績評定通知書の写しを提出すること。但し、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部以外の機関が発注したものにあっては、業務成績評定通知書の写しを提出する必要はない。 ・実績として挙げた業務成績が60点以上であること。ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務以外の場合は、この限りではない。また、予決令第85条の基準に基づく価格（調査基準価格）を下回った業務の実績において、業務評定点が70点未満の場合は、業務実績として認めない。
企業及び 技術者情報 (様式-3)	②本店又は支店等営業所の所在地と営業年数 <ul style="list-style-type: none"> ・九州地方整備局の管轄区域に本店又は支店等営業所が所在する場合、所在地と営業年数を記載すること。 ③災害発生時等緊急時に早急に対応ができる技術者 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用する緊急時に早急な対応が可能な測量士もしくは測量士補の人数を記載すること。 ・記載した測量士もしくは測量士補の人数について、申請書の提出期限の日において雇用する測量士もしくは測量士補の登録証又は登録通知書の写しと雇用していることがわかる証明書（健康保険証の写し等）を人数分添付すること。ただし、2名を超える場合は、2名分の証明書を添付すればよい。なお、評価は測量士の方を優位に評価するので、測量士の証明書を優先して添付すること。

(4) 契約書等の写し

- 1) 上記(3)①の近隣地域内業務の実績として記載した業務に係わる契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム(テクリス)」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。
- 2) 業務実績がテクリスに登録されていない場合、又は、テクリスに登録されている場合でも、上記(3)①に示した内容が判断できない場合は、契約書及び契約図書等の写しを提出すること。
- 3) 上記(3)①の実績として記載した業務に係わる業務成績評定通知書の写しを提出すること。ただし、当該実績が地方整備局以外の機関が発注したものにあっては、業務成績評定通知書の写しを提出する必要はない。

(5) その他

- 1) 申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

- 2) 提出された申請書は、返却しない。
- 3) 遠賀川河川事務所長は、提出された申請書を、本協定の締結者の決定以外に提出者に無断で使用しない。
- 4) 申請書に関する問合せ先
6. に同じ。

8. 基本協定締結者の決定方法等

(1) 基本協定締結者の決定方法

申請書を評価し協定締結者として選定した者について、業務実績、災害調査の能力、地域の精通度等を総合的に勘案して、締結者及び担当区間を決定する。

(2) 基本協定締結者への通知

協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、令和6年3月6日(水)を予定している。

(3) 基本協定締結の期日

協定締結の期日については、令和6年3月22日(金)を予定している。

9. 基本協定の非締結者に対する理由の説明

(1) 基本協定の非締結者は、担当部局に対して非締結と決めた理由等について、次により書面にて説明を求めることができる。(様式は自由とする。)

①提出期限：令和6年3月11日(月)17時00分

②提出場所：上記6. に同じ

③提出方法：FAX、持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。

(注) FAXで提出した場合はFAX送信後、6. の担当部局へ電話で着信の確認をすること。

(2) (1) の質問に対する回答は、令和6年3月18日(月)までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

10. 協定説明書に対する質問

(1) この協定説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

①提出期間：令和6年1月24日(水)から令和6年1月31日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで

②提出場所：上記6. に同じ

③提出方法：FAX、持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出する。

(注) FAXで提出した場合はFAX送信後、6. の担当部局へ電話で着信の確認をすること。

(2) (1) の質問に対する回答は、書面により令和6年2月5日(月)までに行う。

11. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 6. に同じ。

(3) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。